

令和2年2月20日

No.363

# 畜産会 経営情報

## 主な記事

- ① 畜産学習室  
養豚経営の早期改善に向けて  
—経営分析のポイントと経営評価— (1)  
総括畜産コンサルタント 塩原 広之
- ② 中央畜産会からのお知らせ  
ご存じですか？機械装置を導入する場合の法人税・  
所得税および固定資産税の減税措置をご活用ください！  
(公社)中央畜産会 資金・経営対策部
- ③ 行政の窓  
農業経営統計調査 報告②  
「平成30年度肉用牛生産費」を公表  
農林水産省大臣官房統計部
- ④ お知らせ  
各種補填金・交付金単価の公表について

## 公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2ディーアイシービル9階  
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

## 畜産学習室

### 養豚経営の早期改善に向けて —経営分析のポイントと経営評価— (1)

総括畜産コンサルタント 塩原 広之

#### はじめに

畜産経営は近年大型化が急速に進み、発生する問題・課題は多岐にわたります。それに対応するためにはある程度のベースとなる知識が必要であり、特定の分野においては高い専門性も求められます。また近年は、農場の飼養衛生管理についての基準や規制の厳格な適用が求められており、いきおい多くの外部支援者が畜産経営に触れる機会は少なくなっているように見えます。

しかし、地域において孤立化が進んでいる畜産経営者は、経営判断の材料として外部からの情報を従来以

上に求めていることは確かです。それらの畜産経営の期待に応えるためにも、支援者になりうる多くの人たちが、経営の状況に応じた的確な情報提供や支援を行っていくことが重要です。その手法の一つとして、経営実績をどう見るのか、経営の優れた点、努力すべき

経営(生産性、収益性、安全性)は？

他と比べてどうか？

何が優れているか？

改善すべき点は何か？

可能な限り客観的な方法で経営のあり  
ようを明らかにし、それを評価する

点がどこにあるのかを整理し、情報提供する力を養成することは非常に重要であると思います。

そこで、経営分析の初心者を対象に、これから3回にわたって、特に養豚経営の分析・評価のポイントについて解説します。養豚経営は大型化、法人化が進み、また近年急激に飼養戸数が減少していることから、外部支援者が接触する機会は、家畜衛生関係者を除くと極端に少なくなる傾向にあります。豚の伝染性疾病の問題がさらに拍車をかけていることもあるでしょう。養豚経営支援のきっかけづくりとして、また、外部支援者が養豚経営分析の基本を学ぶツールとして、本稿を活用していただけることを期待します。

## 養豚経営の特性



現在の養豚経営は、繁殖と肥育を一つの経営内で行う一貫経営が最も大きい割合を占めています。この他、経営内では肥育を行わず生産した豚を子豚期に外部に販売する繁殖経営、経営内では繁殖を行わず外部から子豚を導入して肥育して肉豚を出荷する肥育経営があります。また肉豚生産用の種豚を生産する繁殖経営も少数ですが存在します。

一方、施設設置の面からみると、一貫経営では繁殖豚、子豚、肥育豚、繁殖育成豚を1ヵ所の施設用地内で飼養する形態が一般的ですが、近年は、一貫経営の規模拡大によるふん尿処理負荷の軽減や疾病のリスクを分散する目的から、大型経営では繁殖、子豚、肥育の各ステージ別に農場を割り当てて生産する

方式をとっている場合もあります。

また、肥育豚の一部を例えば養豚を廃業した農場に移し、旧農場主に飼養管理を請け負わせる肥育委託など、古典的な養豚経営の 카테고리にはなかった経営形態もあります。

畜産の売上高は、主産物の生産量に販売単価を乗じて求められますが、養豚一貫経営では、販売枝肉重量 (kg) と 1 kg 当たり枝肉販売金額がこれにあたります。ですから、生産技術においては販売枝肉重量を多くすることが最大の目標ですし、1 kg 当たり枝肉販売金額を高めるための生産技術、販売方法がもう一つの重要なポイントとなります。

さらに、以下の点が経営支援に当たっての養豚の特性と言えるでしょう。

- (1) 養豚一貫経営においては高度化した経営管理技術が求められることから、記録・記帳は不可欠であり、それらのデータから経営を評価する場合の経営指標値を把握することは比較的容易である。
- (2) 穀類等を主原料とした配合飼料の購入費が飼料費のほぼ100%であり、購入価格は穀物相場や国際情勢等に左右され、養豚経営の収益性への影響も大きい。
- (3) 経済的な損失が大きい生産病と言われる疾病や感染を防止することが難しい疾病が常在化している経営が多く、収益に大きな影響を及ぼしている。
- (4) 経営の大規模化が進み、雇用に依存する経営が多くなっていることから、労

働生産性の向上と労働費の節減が求められている。

- (5) 施設利用型の産業であり、施設や設備によって生産成績がある程度影響を受ける。また、施設・設備の減価償却費の生産原価に占める割合が高い。
- (6) 経営の大規模化、法人化が積極的に行われ、生産技術よりも経営管理に重点を置いた支援のニーズが多くなっている。
- (7) 生産技術のマニュアル化が進んでおり、問題点の把握は可能であるが、その対策の範囲は単に生産技術だけにとどまらないことが多い。

## 経営判断に必要な 数値の把握



ここでは、養豚一貫経営の1年間の経営実績をもとに、経営を評価する場合を想定して、そのために把握すべき数値について解説します。以下のほかにも収集可能な数値は多くありますが、「容易に実施可能な評価」のために、最低限把握しておくべき項目として挙げておきました。

### (1) 規模、生産量

#### ①種雌豚飼養頭数

養豚一貫経営において規模を表す指標です。種雌豚は、繁殖に供用した雌豚を指します。種雌豚飼養頭数は、1年間の期首・期末頭数の平均、1年間の月末飼養頭数の平均、1年間の延べ飼養頭数の平均などいくつかの算出方法があります。

#### ②分娩腹数

1年間に分娩した種雌豚の数です。妊娠途中で流産したものは含みません。また、通常の妊娠期間で娩出された子豚全頭が死産だったものは含みます。

#### ③哺乳開始子豚頭数

1年間に正常に娩出され哺乳を開始した子豚の数です。総頭数とともに1分娩当たり(1腹当たり)哺乳開始子豚数にも着目する必要があります。

#### ④離乳子豚頭数

1年間に離乳された子豚の数です。総頭数とともに1腹当たり離乳子豚頭数にも着目する必要があります。

#### ⑤肥育豚事故頭数

1年間に離乳後出荷までの間に死亡あるいは淘汰した肥育豚の数です。肥育技術および農場の衛生管理技術を評価するために把握する数値です。

#### ⑥肉豚出荷頭数

1年間に肉用に肥育して販売した豚の数です。枝肉重量とともにその経営の生産技術を示す重要な指標値です。

#### ⑦販売枝肉重量

1年間に肉用に肥育して販売した豚枝肉の重量です。養豚一貫経営において生産量を表す最も高位の指標であり、その経営の生産技術を総合的に把握するために重要です。総重量とともに出荷肉豚1頭当たり枝肉重量や個体枝肉重量のばらつきにも着目する必要があります。

## ⑧飼料購入量

1年間に購入した飼料の量です。市販される豚の配合飼料は、繁殖豚およびその育成豚に給与する「種豚飼育用飼料」と、種豚以外の豚の発育ステージに応じて給与される、「哺乳期子豚育成用飼料」、「子豚育成用飼料」、「肉豚肥育用飼料」に分類されます。「哺乳期子豚育成用飼料」は、一般的には子豚の栄養生理に応じて2種類が作られています。ビタミン剤、ミネラル剤、生菌剤等の飼料添加剤の購入量も加えます。

## (2) 収入、支出

### ①肥育豚販売収入

養豚一貫経営においては、一般的には肥育豚の販売形態は枝肉であり、豚枝肉販売が収入のほとんどを占めます。豚枝肉販売収入は、前述のように枝肉1kg当たり販売金額に年間の販売枝肉重量を乗じたものですから、販売収入の多寡には販売金額の決定要因と生産性指標が関連しています。

### ②飼料費

購入した配合飼料のほか、ビタミン剤、ミネラル剤、生菌剤等の飼料添加剤の購入額を計上します。飼料添加剤購入額を診療医薬品費に計上することがあるので注意します。

前述のように、市販される豚の配合飼料には種豚用と肥育豚用があり、肥育豚用はさらにいくつかの種類に分けられます。子豚期の飼料には原料単価の高い脱脂粉乳や小麦粉などが用いられますから、購入金額は高くなります。発育ステージが進むにつれて、原料単価の安いトウモロコシ等の穀類や脱脂大豆か

す等のタンパク源、そうこう類などが配合されるようになり、飼料単価は低下します。

### ③診療医薬品費

養豚農場では、飼育環境の悪化などが引き金となって、さまざまな慢性疾病等により肥育途中での死亡や発育の遅れなどが発生しています。その発生を最小限にするために飼養環境、衛生環境の改善と併せてさまざまな動物用医薬品が用いられます。最も頻繁に用いられるのは予防液（ワクチン）です。予防液はその種類によって対象となる豚の日令等が異なっており、適切に用いないとその効果は十分に発揮できないので注意が必要です。

抗生物質等の薬剤は病気の治療に用いられるとともに、予防的に飼料に添加して豚に投与することがあります。これらはそれぞれ肉用として出荷する前に投与してはならない期間（休薬期間）が定められており、その遵守が求められています。診療医薬品費にはこのほかに、疾病の治療に要した薬剤費や獣医師の技術料等もこれに計上します。

### ④その他の費用

豚の飼養頭数が増加し、家族だけで労働力がまかないきれなくなった経営では、雇用を前提とした法人化が積極的に行われています。これらの経営では、労働生産性の向上は経営管理上の重要事項です。そのため、施設設備の新設や更新時に高度でシステムティックな設備・機器等を導入して、増加する労働費を抑制しようと努力がなされています。

一方で、生産原価に大きな割合を占める施設設備に関連する減価償却費が、さらに増加

する傾向もみられています。支援にあたっては、それらを総合的に評価することが求められます。また、熱源や施設・機械の運転、飲水や洗浄水等をまかなうための光熱水費もかなりの額に上ることから、むだの排除や効率的な運用などの面から、低減への検討を進める必要があります。

### (3) 技術数値、その他

#### ①格付「上」以上の頭数

枝肉は出荷先がいずれであっても、何らかの基準によって品質評価がなされています。一般的には（公社）日本食肉格付協会の格付基準で「極上」、「上」、あるいはそれに相当

する評価の割合を示す指標値が使われています。

#### ②ふん尿処理の状況

養豚経営においては、保有する施設のふんの堆肥化能力、汚水の浄化処理能力が飼養規模を規定すると言えます。適切な処理が可能な施設となっているかどうか、畜産環境アドバイザー等の意見も参考にしながら、分析・評価することが求められます。

—つづく—

(筆者：総括畜産コンサルタント)

## 図書のご案内



## 畜産経営者のための 青色申告の手引き

— 令和元年分確定申告対応 —

森 剛一 著

畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。本書は、好評を博した平成15年版以降改訂を重ね、今般大幅な見直しを行った改訂版で、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税等優遇税制や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

#### 【主な内容】

第1章 青色申告の制度	第4章 事業継承と法人化の税務
第2章 畜産経営の簿記記帳実務	参考資料 確定申告書B記入例
第3章 決算と確定申告	他

### 公益社団法人中央畜産会 経営支援部（情報）

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階  
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

**中央畜産会からのお知らせ**

## ご存じですか？ 機械装置を導入する場合の法人税・所得税および 固定資産税の減税措置をご活用ください！

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

現在、畜産農家には畜産クラスター事業等で多くの機械装置が導入され、畜産経営の近代化が進められていますが、中小企業庁の2つの法律によって、法人税・所得税と固定資産税の減税制度があることをご存じでしょうか。

機械装置を導入するには畜産農家の皆さまにとってこの減税制度は大きなメリットがありますので、クラスター事業協議会や機械メーカー、リース事業者等と連絡をとってぜひご活用ください。

まず、今月号では制度の基本的な仕組みをご紹介します、次回は中小企業等経営強化法で新たに定められた「農業分野の指針」について説明する予定です。

### 1. 2つの法律制度による税制優遇措置とは

○中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）

法人税・所得税の特例 ⇒ 機械装置取得価額の一括償却  
又は取得価額の10%の税額控除  
※資本金3,000万円以下の法人

○生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）

固定資産税の軽減 ⇒ 3年間固定資産税がゼロ

(注) 自己資金、融資、補助事業（リースを含む）いずれの場合も適用。

リースの場合は、法人税・所得税の特例は税額控除のみ

## 2. 税制優遇措置による減税メリット

例えば、3,000万円の機械装置を購入設置しようとした場合  
 (税額控除額を選択した場合。取得価額の10%又は法人税額の20%のいずれか低い額)

①10%の税額控除により

⇒最大300万円を法人税から控除…「中小企業等経営強化法」

②固定資産税の軽減により(3年間、ゼロの場合)

⇒3年間で91万2千円の減税効果…「生産性向上特別措置法」

※赤字の企業も利用可能。

391.2万円  
の減税

## 3. 税制優遇措置の対象となる設備と要件

「中小企業等経営強化法」と「生産性向上特別措置法」の対象となる設備と要件は同一です。

### 〈対象設備〉

設備の種類	用途または細目	最低価額 (1台1基または一式の取得価額)	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具および検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内

(注1) 補助金がある場合は、補助金を控除した金額が取得価額になります。

(注2) 販売開始時期とは、導入する機械装置のモデルの販売開始時期をいう。

### 〈生産性向上要件証明書〉…機械装置については、中央畜産会に申請が必要。

要件①：販売開始から10年以内に販売されたモデル(中古資産は対象外)

要件②：生産性の向上に資する指標(生産効率、エネルギー効率、精度等)  
 が旧モデルと比較して年平均1パーセント以上向上している設備

## 4. 優遇措置を受けるための手続きについて

### (1) 計画の策定と認定手続き

#### ○中小企業等経営強化法

##### 「経営力向上計画」

申請先 ⇒ 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

【申請時期】 設備取得前が原則。特例として設備取得後60日以内

#### ○生産性向上特別措置法

##### 「先端設備等導入計画」

申請先 ⇒ 市町村

【申請時期】 設備取得前が原則。設備取得後の申請は不可。

### (2) 計画申請時に必要となる書類

#### (2法共通)

#### ○機械装置の能力を示す「生産性向上要件証明書」

取得先 ⇒ 機械メーカーまたは販売会社が中央畜産会に申請。

#### (生産性向上特別措置法関係)

#### ○リース料から固定資産税分を減額する場合、「リース契約見積書・軽減計算書」

取得先 ⇒ リース会社が(公社)リース事業協会に申請。

#### ○機械装置により労働生産性が3%以上向上する旨の「事前確認書」

取得先 ⇒ 税理士、商工会議所、商工会、金融機関等の「経営革新等支援機関」に発行を依頼。

## 5. 税制優遇措置を円滑に受けるために

### (1) 計画策定の準備

「経営力向上計画」は、中小企業庁のホームページの経営サポート「経営強化法等による支援」の「農業分野に係る経営力向上に関する指針」と様式の記載例「酪農」を参考にして下さい。

・ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

「先端設備導入計画」は同ホームページの経営サポート「生産性向上特別措置法による支援」を参照してください。

・ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

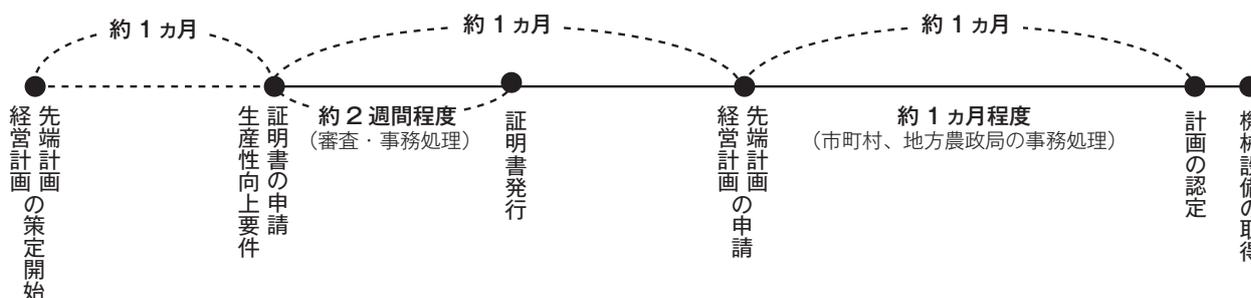
### (2) 必要書類の準備

計画申請に必要な書類を準備するため、計画策定と並行して、畜産農家等の申請者は機械メーカーや販売会社、リース会社、税理士等の経営支援革新機関に、必要書類の申請を行ってください。

### (3) 申請のスケジュール

計画は機械装置の納入時期の約2～3ヵ月前に準備を開始し、並行して必要書類の依頼を行い、計画は機械装置の納入の約1ヵ月前に申請をしてください。

#### ○計画認定までのスケジュール



#### 問い合わせ先

経営支援部（支援・調査）

担当：前原

T E L : 03-6206-0843 F A X : 03-5289-0890

MAIL : shien@sec.lin.gr.jp

(参考)

#### 中央畜産会が発行する「生産性向上要件証明書」の対象となる機械装置

対象となるものの用途・細目		備 考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉または食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工またはマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備および発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）
2	飲料、たばこまたは飼料製造業用設備	34	発酵飼料または酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備
3	農業用設備（注）	畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備	

(注) 農業用設備には以下のようなものが対象となります。

種苗設備（播種機等）	
電動機	
内燃機関、ボイラーおよびポンプ	
トラクター	
	歩行型トラクター
	その他のもの
耕うん整地用機具	
耕土造成改良用機具	
栽培管理用機具	
防除用機具	
穀類収穫調製用機具	
	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）およびわら処理カッター
	その他のもの
飼料作物収穫調製用機具	
	モア、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く）、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く）、ヘーベラー（自走式のものを除く）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く）、ヘーエレベーター、フォレージブロアー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダーおよび飼料細断機
	その他のもの
その他の農作物収穫調製用機具	
	その他のもの
農産物処理加工用機具	
	洗卵洗浄機等、自動卵包装装置等、家畜飼養施設に付随する農産物加工処理機
	その他のもの
家畜飼養管理用機具	
	自動給じ機、飼料運搬用施設、自動給水機、搾乳用機械、搾乳用器具、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機
	その他のもの
運搬用機具	
その他の機具	

## 行政の窓

# 農業経営統計調査 報告②

## 「平成30年度肉用牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は12月6日、平成30年度牛乳生産費・肉用牛生産費・肥育豚生産費を公表しました。今回は、肉用牛生産費について報告いたします。

### 調査の目的



農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

#### 1. 調査の対象

各生産費統計における調査の対象は、次のとおりである。

子牛：肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）

去勢若齢肥育牛：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

乳用雄育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）

乳用雄肥育牛：肥育を目的とする乳用雄牛

を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

交雑種育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）

交雑種肥育牛：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

なお、「経営体（個別経営）」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことである。

#### 2. 調査対象経営体数

子牛：192経営体（うち、集計経営体数189経営体）

去勢若齢肥育牛：310経営体（うち、集計経営体数288経営体）

乳用雄育成牛：52経営体（うち、集計経営体数28経営体）

乳用雄肥育牛：91経営体（うち、集計経営体数57経営体）

交雑種育成牛：58経営体（うち、集計経営体数57経営体）

営体数44経営体)

交雑種肥育牛：101経営体（うち、集計  
経営体数93経営体）

注：調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった調査対象経営体を除いた調査対象経営体を集計経営体としている。

### 3. 調査結果

平成30年度の肉用牛1頭当たり資本利子・

地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という）は、前年度に比べ、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛で増加し、交雑種育成牛で減少した。調査結果は以下のとおり。

（1）繁殖雌牛を飼養し、子牛を販売する経営における子牛1頭当たり全算入生産費65万969円で、前年度に比べ3.5%増加した(表1)。

(表1) 子牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
子牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	390,050	410,599	69.2	5.3
うち飼 料 費	〃	228,586	237,620	40.0	4.0
繁殖雌牛償却費	〃	38,266	45,300	7.6	18.4
獣医師料及び医薬品費	〃	22,511	24,000	4.0	6.6
種 付 料	〃	21,115	20,957	3.5	△ 0.7
労 働 費	〃	185,902	183,114	30.8	△ 1.5
費用合計	〃	575,952	593,713	100.0	3.1
生産費（副産物価額差引）	〃	551,108	571,349	—	3.7
支払利子・地代算入生産費	〃	561,774	582,776	—	3.7
資本利子・地代全額算入生産費	〃	628,773	650,969	—	3.5
1経営体当たり子牛販売頭数	頭	11.3	12.1	—	7.1
1頭当たり投下労働時間	時間	127.83	126.45	—	△ 1.1

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を対象に実施した。

(表2) 去勢若齢肥育牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,165,338	1,293,885	94.5	11.0
うちも と 畜 費	〃	780,702	894,275	65.3	14.5
飼 料 費	〃	306,403	319,345	23.3	4.2
光熱水料及び動力費	〃	12,272	12,978	0.9	5.8
建 物 費	〃	12,702	12,804	0.9	0.8
労 働 費	〃	76,059	75,799	5.5	△ 0.3
費用合計	〃	1,241,397	1,369,684	100.0	10.3
生産費（副産物価額差引）	〃	1,231,811	1,361,086	—	10.5
支払利子・地代算入生産費	〃	1,244,392	1,379,845	—	10.9
資本利子・地代全額算入生産費	〃	1,253,930	1,389,314	—	10.8
生体100kg当たり全算入生産費	〃	160,302	174,783	—	9.0
1経営体当たり販売頭数	頭	42.5	42.3	—	△ 0.5
1頭当たり投下労働時間	時間	49.82	49.72	—	△ 0.2

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

(2) 去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は138万9314円で、前年度に比べ10.8%増加した。また、生体100kg当たり全算入生産費は17万4783円で、前年度に比べ9.0%増加した(表2)。

(3) 乳用種の雄牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は24万3087円で、前年度に比べ13.2%増加した(表3)。

(4) 乳用種の雄牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は53

(表3) 乳用雄育成牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	204,775	233,042	95.6	13.8
うちも と 畜 費	〃	116,405	145,356	59.7	24.9
飼 料 費	〃	64,396	64,840	26.6	0.7
敷 料 費	〃	8,744	9,038	3.7	3.4
獣医師料及び医薬品費	〃	5,507	5,103	2.1	△ 7.3
労 働 費	〃	11,257	10,639	4.4	△ 5.5
費 用 合 計	〃	216,032	243,681	100.0	12.8
生産費(副産物価額差引)	〃	212,121	240,513	—	13.4
支払利子・地代算入生産費	〃	212,934	241,249	—	13.3
資本利子・地代全額算入生産費	〃	214,738	243,087	—	13.2
1 経営体当たり販売頭数	頭	425.2	425.8	—	0.1
1 頭当たり投下労働時間	時 間	6.64	6.12	—	△ 7.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(表4) 乳用雄肥育牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	503,803	505,466	95.3	0.3
うちも と 畜 費	〃	246,398	244,943	46.2	△ 0.6
飼 料 費	〃	221,695	223,292	42.1	0.7
光熱水料及び動力費	〃	7,871	8,532	1.6	8.4
敷 料 費	〃	7,592	7,535	1.4	△ 0.8
労 働 費	〃	23,926	24,940	4.7	4.2
費 用 合 計	〃	527,729	530,406	100.0	0.5
生産費(副産物価額差引)	〃	523,459	524,906	—	0.3
支払利子・地代算入生産費	〃	524,544	525,983	—	0.3
資本利子・地代全額算入生産費	〃	531,513	533,596	—	0.4
生体100kg当たり全算入生産費	〃	68,500	68,437	—	△ 0.1
1 経営体当たり販売頭数	頭	120.5	121.4	—	0.7
1 頭当たり投下労働時間	時 間	15.37	15.76	—	2.5

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

万3596円で、前年度に比べ0.4%増加した。  
しかし、生体100kg 当たり全算入生産費は6万8437円で、前年度に比べ0.1%減少した(表4)。

(5) 交雑種の牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は34万7053円で、前年度に比べ6.6%減少した(表

5)。

(6) 交雑種の牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は82万9119円で、前年度に比べ1.3%増加した。また、生体100kg 当たり全算入生産費は10万534円で、前年度に比べ1.5%増加した(表6)。

(表5) 交雑種育成牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	354,754	331,266	95.7	△ 6.6
うちも と 畜 費	〃	258,486	229,783	66.4	△ 11.1
飼 料 費	〃	74,167	77,717	22.4	4.8
獣医師料及び医薬品費	〃	5,417	6,166	1.8	13.8
敷 料 費	〃	5,327	5,539	1.6	4.0
労 働 費	〃	15,293	14,968	4.3	△ 2.1
費用合計	〃	370,047	346,234	100.0	△ 6.4
生産費(副産物価額差引)	〃	366,353	341,824	—	△ 6.7
支払利子・地代算入生産費	〃	367,386	342,911	—	△ 6.7
資本金子・地代全額算入生産費	〃	371,457	347,053	—	△ 6.6
1経営体当たり販売頭数	頭	182.2	202.7	—	11.3
1頭当たり投下労働時間	時間	9.90	9.28	—	△ 6.3

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体(個別経営)を対象に実施した。

(表6) 交雑種肥育牛生産費

区 分	単位	平成29年度	30		対前年度増減率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	767,256	780,187	95.2	1.7
うちも と 畜 費	〃	416,488	430,702	52.5	3.4
飼 料 費	〃	298,304	298,560	36.4	0.1
建 物 費	〃	13,980	12,382	1.5	△ 11.4
光熱水料及び動力費	〃	9,788	9,807	1.2	0.2
労 働 費	〃	39,235	39,749	4.8	1.3
費用合計	〃	806,491	819,936	100.0	1.7
生産費(副産物価額差引)	〃	800,730	813,250	—	1.6
支払利子・地代算入生産費	〃	804,882	819,596	—	1.8
資本金子・地代全額算入生産費	〃	818,456	829,119	—	1.3
生体100kg 当たり全算入生産費	〃	99,014	100,534	—	1.5
1経営体当たり販売頭数	頭	83.5	94.7	—	13.4
1頭当たり投下労働時間	時間	25.16	24.81	—	△ 1.4

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体(個別経営)を対象に実施した。

## お知らせ

## 各種補填金・交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の交付金〔令和元年10・11・12月分〕

(独) 農畜産業振興機構は、令和元年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6(1)～(4)の規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価(確定値)を表1および表2の通り公表しました。

なお、令和元年10・11月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払の額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払額との差額になります。

(表1) 肉専用種の交付金単価

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和元年10月 確定値(概算払)	令和元年11月 確定値(概算払)	令和元年12月 確定値		令和元年10月 確定値(概算払)	令和元年11月 確定値(概算払)	令和元年12月 確定値
北海道	24,741.0円 (20,741.0円)	—	21,557.7円	石川県	—	—	—
青森県	—	—	17,034.3円	福井県	—	—	—
岩手県 (日本短角種を除く)	17,199.0円 (13,199.0円)	—	27,387.9円	愛知県	5,660.1円 (1,660.1円)	—	—
岩手県 (日本短角種)	49,683.9円 (45,683.9円)	—	—	鳥取県	—	—	—
宮城県	—	—	—	島根県	67,889.7円 (63,889.7円)	19,306.8円 (15,306.8円)	13,681.8円
秋田県	14,319.9円 (10,319.9円)	—	—	岡山県	—	—	—
福島県	26,045.1円 (22,045.1円)	—	27,408.6円	広島県	30,961.8円 (26,961.8円)	11,295.0円 (7,295.0円)	26,745.3円
茨城県	22,522.5円 (18,522.5円)	—	—	山口県	49,135.5円 (45,135.5円)	1,811.7円	44,139.6円
栃木県	—	—	—	香川県	—	—	—
群馬県	—	—	—	愛媛県	—	—	—
埼玉県	3,978.0円	—	—	福岡県	55,098.9円 (51,098.9円)	45,505.8円 (41,505.8円)	53,555.4円
千葉県	11,344.5円 (7,344.5円)	—	8,883.9円	佐賀県	38,987.1円 (34,987.1円)	12,724.2円 (8,724.2円)	35,418.6円
神奈川県	—	—	—	長崎県	64,878.3円 (60,878.3円)	3,797.1円	12,720.6円
山梨県	27,614.7円 (23,614.7円)	15,168.6円 (11,168.6円)	14,150.7円	熊本県	9,842.4円 (5,842.4円)	—	2,236.5円
長野県	18,106.2円 (14,106.2円)	—	—	大分県	40,478.4円 (36,478.4円)	99,874.8円 (95,874.8円)	62,574.3円
静岡県	69,292.8円 (65,292.8円)	—	—	宮崎県	—	—	—
新潟県	—	—	—	鹿児島県	42,629.4円 (38,629.4円)	—	15,542.1円
富山県	—	—	—	沖縄県	42,468.3円 (38,468.3円)	35,778.6円 (31,778.6円)	59,508.9円
	—	—	—	二以上の 都道府県の区域	—	—	—

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和元年10月確定値	令和元年11月確定値	令和元年12月確定値
交雑種	15,271.2円	356.4円	—
乳用種	48,722.4円	53,726.4円	63,042.3円

## 2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)(令和元年度第1～3四半期)

(独)農畜産業振興機構は、平成31年4月から令和元年12月までの算出期間(令和元年度第1～3四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費を表3の通り公表しました。

前者が後者を上回ったことから、同規定により交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	平成31年4月から令和元年12月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	37,595円/頭(①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	33,974円/頭(②)
肉豚1頭当たりの交付金単価(参考)	— (①>②のため交付なし)

### (公社)中央畜産会からのお知らせ

畜産映像情報

がんばる!畜産!3

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!

映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!

配信中の内容: IoT技術の活用/農場HACCP/搾乳ロボット/他



◀スマートフォンからはこちら  
▼パソコンからはこちらで検索

がんばる畜産



お問合せ: (公社)中央畜産会 経営支援部(情報) TEL03-6206-0846